

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、本研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項 （別紙） 一般競争入札参加者説明書のとおり

2 入札保証金及び契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

(1) 研究所会計細則第31条第1項及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

②以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があつた後三年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき

(カ) この項(この号を除く)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役若しくは他の機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

## 4 落札の方式

(1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、

その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、当該金額の10%に相当する額を加算したときに1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てた後の金額をもって落札価格とする。
- (4) 入札書には供給する種類ごとの単価(税抜)に予定数量を乗じて算出した金額の総計を記載し、その額が最も安価な者を落札者とする。

## 5 入札及び開札

- (1) 入札説明会等は、総務部財務課契約係で随時行うものとする。
- (2) 競争参加者又はその代理人(以下「競争参加者等」という。)は、別紙仕様書、契約書(案)、研究所会計規程、研究所会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (7) 入札場の入退場の制限
  - ①入札場には、競争参加者等並びに入札事務に係る職員(以下「入札関係職員」という。)及び前記(6)の立会職員以外の者は入場することはできない。
  - ②競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
  - ③競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - ①入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
  - ②調達件名及び入札金額のないもの
  - ③競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としないもの

- ④代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）
- ⑤調達件名に重大な誤りがあるもの
- ⑥入札金額の記載が不明確のもの
- ⑦入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- ⑧入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑨その他入札に関する条件に違反した入札書
- (10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- (11) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

## 6 契約条項

- (1) 別紙様式の契約書（案）のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

- (2) 売掛金債権の譲渡

受注者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関に限る。）及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

## 7 その他

- (1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書及び委任状の様式は別紙のとおり。
- (3) 本件調達に関するの問い合わせ先

（機 関 名） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課

（担 当） 中村

（電 話 番 号） 046（839）6846

（F A X） 046（839）6916

（メールアドレス） a-keiyaku@nise.go.jp

(別紙)

## 一般競争入札参加者説明書

件名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育 (令和8年度) 単位認定試験実施運営業務委託(単価契約)		
履行場所	横須賀市野比5丁目1番1号		
物品及び役務の概要	免許法認定通信教育単位認定試験における実施運営業務 (詳細は仕様書のとおり。)		
履行期間	契約締結日より令和9年1月31日(日)まで		
入札参加資格要件	資格の種類	役務の提供等	
	等級	「A」「B」「C」又は「D」	
	競争参加地域	関東・甲信越	
	その他の条件 (実績・資格等)	なし	
競争参加確認申請期間	令和8年7月 6日(月) 令和8年7月27日(月)	午前9時から 午後5時まで	※郵送、メールまたは 持参により提出。
入札書(郵送の場合)及び申請書類提出先	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係 E-mail:a-keiyaku@nise.go.jp FAX番号:046-839-6916		
競争参加確認申請時に提出が必要な書類	①令和8年度文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し ②公的研究費の不正防止に係る誓約書(ただし、提出を求める対象範囲外の者及び既に当研究所と取引実績のある者を除く。) ③入札説明書等受領書 ④再委託に関する書類(再委託の場合のみ) ⑤参考見積書(市場調査のため)		
参加資格がないと認めた場合の通知期限	令和8年7月28日(火)	午後5時まで	
質問提出期限	令和8年7月27日(月)	午後5時まで	※書面による持参、メール、郵送またはFAXにて提出すること。
質問回答期限	令和8年7月29日(水)	午後5時まで	
開札予定日及び場所	令和8年8月 7日(金)	午後2時	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 学びの場チーム室 ※1回目の入札で落札者が決定しなかった場合には、複数回入札を行う場合があるため、複数回分の入札書を用意すること。
入札書提出期限	令和8年8月 7日(金)	午後0時(郵送の場合は必着のこと。) FAX、メール等その他の方法は認めない。	
	※郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便にて上記期限までに提出すること。 入札書は二重封筒とし、別添6入札書記入参考例のとおりで作成すること。 郵送の場合も、複数回分の入札書を用意し、中封筒の封皮に1回目、2回目の入札順を必ず明記すること。		
落札者の決定方法	予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。		
契約担当役等	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 青木 隆一 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号		
その他	①入札書に記載する金額は、入札金額内訳書(別添3)における合計金額(税抜き)を入札金額とする。 ②入札書を提出する際は、入札金額内訳書を作成し、同封すること。 なお、契約金額は、各項目ごとの単価契約とする。		



(総則)

第1条 (甲)発注者(以下「甲」という。)及び(乙)請負者(以下「乙」という。)は、契約書記載の契約に関し、本契約書に定めるもののほか、仕様書等に従い、これを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(履行方法)

第2条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日(以下「指定期日」という。)までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る金額を支払う。

2 乙は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、甲の指示に基づいて随時履行するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約において、乙に対し契約保証金を全額免除する。

(再委託・再委任の禁止)

第5条 乙は、本契約にかかる業務の全部又は主要部分を第三者に再委託若しくは再委任してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、再委託若しくは再委託に伴う当該第三者の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約単価又は指定期日を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議してこれを定めるものとする。

(建物等への損害)

第8条 乙は、本契約を履行するにあたり、使用人が故意又は過失により、履行場所における建物・工作物及び物品等の全部若しくは一部を滅失、毀損したときは直ちに原状に復するか、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の遂行にあたり、所有者との間に紛争が生じた場合においては、乙の責任において処理解決にあたるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 本契約の遂行にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項の場合その他本契約の遂行にあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙とが協力してその処理解決にあたるものとする。

3 乙は、前条及びこの条に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面をもって甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、遅滞なくその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、乙の職員立会いのもとに検査を行う。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、修補を命じられたときは、遅滞なく当該修補を行い再検査を受けなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の修補の完了及び再検査の場合に準用する。
- 5 乙は、本契約に係る成果物がある場合には、前各項の規定による検査に合格したときに、遅滞なく当該成果物を、甲に引き渡すものとする。

(代金の支払い)

- 第11条 乙は、月毎若しくは指定期日毎に、確定した数量に契約単価を乗じて得た金額(税込)を、甲の確認を得て、書面をもって甲に請求するものとする。ただし、算出の際に生じる円に満たない端数は、請求時にその端数を切り捨てるものとする。
- 2 甲は、甲の責に帰すべき事由により業務を実施しなかった場合における代金の支払いについては、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。
  - 3 甲は、乙からの正当な支払請求書を受領した日から40日以内に代金を支払うものとする。

(契約不適合責任)

- 第12条 甲は、本契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
    - (1) 履行の追完が不能であるとき。
    - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
    - (3) 本契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
    - (4) 第3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の催告による解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、本契約条項に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第13条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
  - (2) 本契約の目的を達することができないことが明らかであるとき。
  - (3) 引き渡された本契約の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び製造しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
  - (4) 乙が本契約の目的物の給付債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (6) 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
    - (ア) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において

同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(甲の任意解除権)

- 第13条の3 甲は、業務が完了するまでの間において、第13条及び第13条の2に定めるもののほか必要と認める場合には、本契約を解除することができる。
- 2 前項における契約解除については、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする30日前までに通告し、解除できるものとする。書面をもって通告することにより契約を解除するものとする。

(解除に伴う措置)

- 第14条 甲は、本契約が業務の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、この場合においては、その引渡し部分に相当する代金を乙に支払うものとする。
- 2 前項に規定する出来形部分に対する代金に相当する額は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。
- 3 乙は、本契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代金を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第13条、第13条の2又は第15条第3号の規定によるときは甲が定め、第13条の3の規定によるときは甲と乙とが協議して定めるものとする。
- 5 業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) 本契約に契約不適合があるとき。
  - (3) 第13条又は第13条の2の規定により、業務の完了後に本契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第13条の2の規定により、業務の完了前に本契約が解除されたとき。
  - (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号の場合においては、甲は、本契約金額から履行済部分に対する代金に相当する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第16条 乙は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、本契約に関して前条各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約に係る成果物がある場合、甲の承諾なく、当該成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

（個人情報の保護）

第18条 乙は、本契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 秘密等の保持

乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

乙は、本契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(3) 再委託の禁止

乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

(4) 目的以外の使用禁止

乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータ（仕様書に基づくデータで、テキストデータ及びJPG・BMPデータをいう。以下「データ」という。）を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 複写、複製の禁止

乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータを甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(6) 個人情報の保管

乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータをき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

(7) 返還等の義務

乙は、本契約による義務を処理するため甲から引き渡されたデータを業務完了後、速やかに甲に返還するか、消去又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとし、甲が希望した場合は、甲指定の書式による返還等に関する証明書を発行するものとする。

(8) 事故報告義務及び措置義務

乙は、取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、ただちに甲に報告するとともに、苦情への対応等、当該事故により損害を最小限にとどめるために必要な措置を乙の責任と費用負担で講じるものとする。

(9) 損害賠償

乙は、事故の発生により甲が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合は、乙は、甲の指示に基づき自己の責任と費用負担でこれに対処するものとする。この場合、甲が被害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

(契約不適合責任期間等)

第19条 甲は、本契約の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。

3 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

4 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する乙の責任は、民法の定めるところによる。

5 引き渡された本契約の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第20条 乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、乙に遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(疑義の解決)

第21条 本契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲と乙とが協議のうえこれを解決するものとする。

(紛争の解決)

第22条 本契約書に定める条項その他について紛争が生じた場合には、甲と乙とが協議のうえこれを解決するものとする。

(争訟の提起)

第23条 本契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(補則)

第24条 この約款に定めのない事項については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

## ①試験場本部責任者及び試験監督者(責任者・補助者)人件費

(1人当たり1時間当たり、税込)

試験場本部責任者	円也
試験監督者責任者	円也
試験監督者補助者	円也

(試験1回当たり、税込)

## ②管理費 円也

(人員手配、人員教育費、試験マニュアル発送費 など)

# 仕様書

## 1. 件名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）

## 2. 目的

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験（以下「試験」という。）の各試験場における試験実施業務を委託し、円滑かつ確実に試験を実施することを目的とする。

## 3. 契約期間

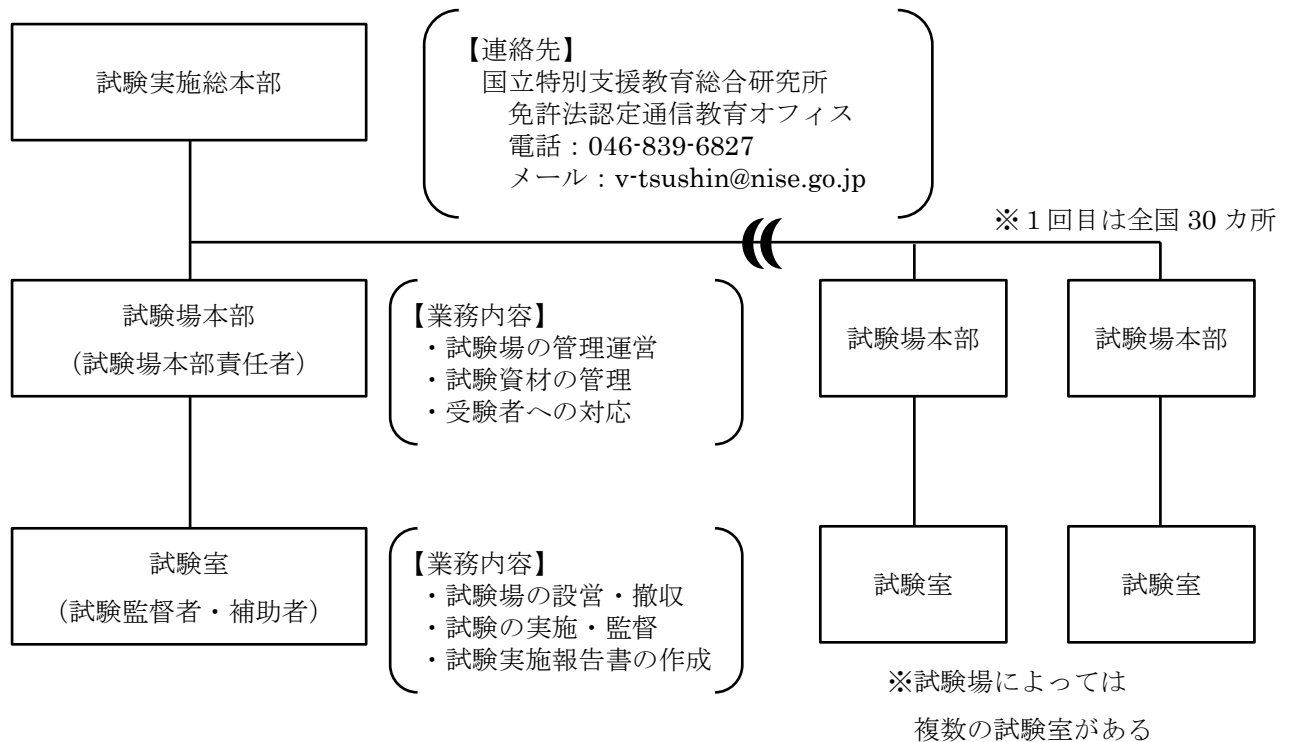
契約締結の日から令和9年1月31日（日）までとする。

## 4. 試験概要

- (1) 試験日： 1回目；令和8年9月6日（日）  
2回目；令和9年1月31日（日）
- (2) 試験スケジュール：

時間	各試験場
9:00	試験場本部責任者・試験監督等が試験実施施設に来館 試験場設営作業開始
9:10	試験問題・資材到着
10:00	試験場開場
10:35	試験監督者が試験室に入室
11:00	聴覚科目試験開始
12:00	聴覚科目試験終了（特別な配慮として試験時間を延長する試験室は、12:20又は12:30に試験終了）
12:15～ 13:35	適宜休憩（45分）
13:35	試験監督者が試験室に入室
14:00	視覚科目試験開始
15:00	視覚科目試験終了（特別な配慮として試験時間を延長する試験室は、15:20又は15:30に試験終了）
16:20	試験問題・資材発送
16:30	試験場撤収作業完了
17:00	試験場本部責任者が退館

(3) 試験実施体制：



(4) 試験場及び受験予定者数：

1回目：全国30ヶ所・696名（別紙1のとおり）

2回目：試験実施日の実施2ヶ月前までに研究所から改めて通知する。

規模感については、別紙2の実績数を確認すること。

5. 委託業務内容

1) 事前準備

(1) 請負者は、試験当日の各試験場の試験場本部責任者及び試験監督者（責任者・補助者）を別紙3のとおり手配することとし、各実施日の3週間前までに別紙4を作成し、下記担当者にExcelデータをメールで提出すること。提出後に責任者及び試験監督者に変更があった場合は変更後の名簿を再度提出すること。

・担当者

神奈川県横須賀市野比5-1-1

独立行政法人国立特別支援総合研究所

総務部研修情報課資質向上支援係

TEL：046-839-6827

E-mail：a-shishitsu@nise.go.jp

(2) 請負者は、全試験場本部責任者及び試験監督者に研究所が提供する以下の資料を事前に配付し、試験当日までに担当業務の内容を熟知させること。

- ・試験場本部マニュアル
- ・試験監督マニュアル
- ・試験場設営・撤収マニュアル
- ・不正行為対応マニュアル

## 2) 試験当日

- (1) 試験当日の業務時間は以下のとおりとする。

( ) 内は、実働時間

試験場本部責任者	試験監督者	試験監督補助者
9時～17時 (7時間15分)	9時～16時30分 (6時間45分)	9時～16時30分 (6時間45分)

- (2) 試験場本部責任者は、試験実施施設に到着次第以下の業務を行うこと。
- ・試験場の施設管理者との施設使用に当たっての留意事項の確認
  - ・構内配置、受験者の動線、避難経路等の確認
  - ・試験場本部の設営
  - ・研究所試験実施総本部（以下「試験実施総本部」という。）とのメール又は携帯電話による送受信の確認
- (3) 試験監督者は、試験場本部責任者の指示を受けて、10時までに以下の業務を完了すること。
- ・構内配置、受験者の動線、避難経路等の確認
  - ・試験室の設営、板書・掲示及び室内環境の確認
  - ・案内板等の設営
  - ・試験資材の配送業者からの受け取り
  - ・試験資材の開梱、内容確認及び仕分け
- (4) 試験場本部責任者は、会場設営完了後、10時までに試験場を開場し、試験場本部マニュアルにおいて指示された業務を行うこと。
- (5) 試験監督者及び補助者は、試験場本部において試験室へ持参する物を確認し、午前の試験は10時35分までに、午後の試験は13時35分までに試験室に入室した後、試験監督マニュアルに指示された業務を行うこと。
- (6) 試験監督者及び補助者は、試験終了後、試験場本部責任者の指示を受けて、おおむね16時15分までに以下の業務を完了すること。
- ・試験資材の梱包
  - ・試験場本部、試験室、案内板等の撤収及び原状復帰
- (7) 試験場本部責任者は、おおむね16時45分までに以下の業務を完了すること。
- ・試験資材の配送業者への引き渡し
  - ・試験場本部、試験室、案内板等の撤収及び原状復帰状況の確認
  - ・施設管理者への原状復帰完了報告
  - ・必要に応じて電気使用量等の立ち合い確認
- (8) 試験場本部責任者は、請負者へ以下の定期報告をメール又は携帯電話にて行うこと。また、必要に応じて随時、試験場の状況に関する報告・連絡を行うこと。請負者は、定期報告・連絡等を取りまとめ、試験実施総本部へメール又は電話にて報告・連絡すること。
- なお、請負者は、単位認定試験終了後、各試験会場における全ての従事者の勤務時間について取りまとめを行い、業務完了報告書（様式任意）に添付し提出すること。

報告内容	報告時間
試験場到着報告	試験場到着時
試験場開場報告	試験場開場時
試験開始報告	全試験室の試験開始時
試験終了報告	全試験室の試験終了時
会場撤収完了報告	会場撤収完了時

### 3) 連絡体制の確保

請負者は、試験当日の9時から全試験場の撤収が完了するまでの時間中、常に試験実施総本部及び各試験場本部責任者とメール又は携帯電話により連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて試験実施総本部と各試験場との間の報告・連絡を仲介すること。

### 6. 試験場本部責任者及び試験監督者（責任者）の要件

請負者は、試験場本部責任者及び試験監督者（責任者）については、試験実施業務経験者を配置し、支障なく試験が実施されるよう努めること。

### 7. 情報の加工・処理等

#### (1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

請負者は、当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

#### (2) 取り扱う研究所の情報の秘密保持等

- ・ 請負者は、本調達に係る業務の実施のために研究所から提供する情報その他の当該業務の実施において知り得た情報を、情報処理業務を行う者以外の者には秘密とし、また当該業務の目的以外に利用しないこと。
- ・ 請負者は、本調達に係る業務の実施のために研究所から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報を研究所が指定した場所から持ち出さないこと。
- ・ 請負者は、本調達に係る業務の実施のために研究所から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報を研究所の許可なく複製しないこと。

#### (3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

請負者は、本契約に係る業務の遂行において請負者に提供され、又は請負者によるアクセスが認められた情報について外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを研究所に報告すること。

#### (4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

請負者は、本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関し、研究所に以下の確認を受けること。

- 研究所が別に定める情報セキュリティ対策の履行状況に関する自己点検票を本契約に係る業務の完了後又は本契約の解除後に遅滞なく委託元に提出し、研究所の確認を受けること。
- 研究所が別に定める秘密保持等の履行及び情報消去報告書を本契約に係る業務の完了後又は本契約の解除後に遅滞なく研究所に提出し、研究所の確認を受けること。

#### (5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

請負者は、本契約に係る業務の遂行において、請負者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を研究所が認める場合には、研究所の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採ること。

(6) 再委託に関する事項

請負者は、本契約に係る業務の全部又は一部を他の事業者に再委託させてはならない。

8. 支払い方法

- (1) 本研究所の検査合格後、完了した実施日毎に業務完了報告書（様式任意）を作成し、請求書とともに提出すること。
- (2) 業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から40日以内に1回で支払うものとする。

9. 契約条項

研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

10. その他

- (1) 請負者は、本委託の詳細について、研究所の担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 請負者は、本仕様書の記載事項について疑義がある場合は本研究所と事前に協議し、解決すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、研究所及び請負者間で事前に協議し、解決することとする。
- (4) 本委託にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

No.	試験場				受験予定者数 計
	都道府県	施設名	所在地	試験室数	
1	北海道	北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟	〒060-0810 北海道札幌市北区北10条西7丁目	1	29
2	青森県	青森県総合社会教育センター	〒030-0111 青森県青森市荒川字藤戸119-7	1	12
3	岩手県	岩手県公会堂	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番2号	1	5
4	宮城県	フォレスト仙台	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45	1	22
5	茨城県	水戸市民会館	〒310-0026 茨城県水戸市泉町1丁目7番1号	1	14
6	栃木県	栃木県立聾学校	〒320-0072 栃木県宇都宮市若草2丁目3番48号	1	9
7	埼玉県	埼玉県県民活動総合センター	〒362-0812 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6丁目26番地	2	44
8	東京都	東京文具共和会館	〒111-8611 東京都台東区柳橋1-2-10	1	36
9	神奈川県	国立特別支援教育総合研究所	〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1	1	74
10	新潟県	新潟勤労者総合福祉センター<新潟テルサ>	〒950-1141 新潟県新潟市中央区鐘木185-18	1	17
11	富山県	富山県民会館	〒930-0006 富山県富山市新総曲輪4番18号	1	15
12	岐阜県	岐阜県立岐阜盲学校	〒500-8807 岐阜県岐阜市北野町70番地1	1	6
13	静岡県	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	〒422-8047 静岡県静岡市駿河区中村町251	2	17
14	愛知県	名古屋工業大学 3号館	〒466-8555 愛知県名古屋市昭和区御器所町	1	37
15	三重県	三重県立聾学校	〒514-0815 三重県津市藤方2304-2	1	15
16	滋賀県	滋賀県立盲学校	〒522-0054 滋賀県彦根市西今町800番地	1	12
17	京都府	京都府立盲学校	〒603-8302 京都府京都市北区紫野花ノ坊町1番地	1	21
18	大阪府	ドーンセンター	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前1丁目3番49号	2	85
19	兵庫県	兵庫県福祉センター	〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1	1	70
20	奈良県	奈良県立教育研究所	〒636-0343 奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1	1	19
21	島根県	テクノアークしまね	〒690-0816 島根県松江市北陵町1テクノアークしまね	1	3
22	岡山県	岡山県立図書館	〒700-0823 岡山県岡山市北区丸の内2-6-30	1	4
23	山口県	Y m f g 維新セミナーパーク	〒754-0893 山口県山口市秋穂二島1062	1	16
24	愛媛県	愛媛県庁 第二別館	〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2	1	10
25	高知県	高知県立盲学校	〒780-0926 高知県高知市大膳町6-32	1	11
26	福岡県	リファレンスはかた近代ビル	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目1-33 はかた近代ビル1F	1	43
27	佐賀県	佐賀大学 本庄キャンパス（教育学部1号館）	〒840-8502 佐賀県佐賀市本庄町1	1	7
28	熊本県	熊本城ホール	〒860-0805 熊本県熊本市中央区桜町3番40号	1	17
29	大分県	iichiko総合文化センター	〒870-0029 大分県大分市高砂町2番33号	1	7
30	沖縄県	沖縄県立沖縄ろう学校	〒901-2304 沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原415番地	1	19
合計	30			33	696

※事情により、同一都道府県内で会場が変更になる可能性がある

No.	試験場				受験者数 計
	都道府県	施設名	所在地	試験室数	
1	北海道	北海道立道民活動センターかでの2・7	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル	1	35
2	青森県	青森県総合社会教育センター	〒030-0111 青森県青森市大字荒川字藤戸119-7	1	9
3	岩手県	岩手県公会堂	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番2号	1	20
4	宮城県	フォレスト仙台	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45	1	17
5	山形県	あこや会館	〒990-0023 山形県山形市松波2丁目8番1号	1	3
6	茨城県	ザ・ヒロサワ・シティ会館	〒310-0851 茨城県水戸市千波町東久保697番地	1	13
7	栃木県	栃木県立聾学校	〒320-0072 栃木県宇都宮市若草2丁目3番48号	1	25
8	群馬県	アクエル前橋	〒371-0024 群馬県前橋市表町2丁目30-8 アクエル前橋2F	1	31
9	埼玉県	埼玉県県民活動総合センター	〒362-0812 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6-26	1	65
10	千葉県	千葉県教育会館	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4丁目13番10号	1	45
11	東京都	東京都中小企業会館	〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18	1	49
12	神奈川県	放送大学 神奈川学習センター	〒232-8510 神奈川県横浜市南区大岡2-31-1	1	49
13	新潟県	新潟勤労者総合福祉センター<新潟テルサ>	〒950-1141 新潟県新潟市中央区鐘木185-18	1	13
14	長野県	長野県松本盲学校	〒390-0802 長野県松本市旭2-11-66	1	8
15	岐阜県	岐阜県立岐阜聾学校	〒500-8488 岐阜県岐阜市加納西丸町1-74	1	5
16	静岡県	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	〒422-8047 静岡県静岡市駿河区中村町251	2	33
17	愛知県	ウィルあいち	〒461-0016 愛知県名古屋市中区上野町1番地	1	34
18	三重県	三重県立聾学校	〒514-0815 三重県津市藤方2304-2	1	18
19	滋賀県	滋賀県立盲学校	〒522-0054 滋賀県彦根市西今町800番地	1	18
20	京都府	京都府立聾学校	〒616-8092 京都府京都市右京区御室大内4	1	27
21	大阪府	ドーンセンター	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前1丁目3番49号 ドーンセンター	3	65
22	兵庫県	兵庫県立総合教育センター	〒673-1421 兵庫県加東市山国2006-107	1	62
23	奈良県	アクティ奈良	〒630-8241 奈良県奈良市高天町5-4 オガタビル	1	11
24	島根県	島根県民会館	〒690-0887 島根県松江市殿町158	1	14
25	岡山県	岡山県青年館	〒700-0081 岡山県岡山市北区津島東1-4-1	1	12
26	広島県	広島市東区民文化センター	〒732-0055 広島県広島市東区東蟹屋町10-31	1	5
27	山口県	YM f g 維新セミナーパーク	〒754-0893 山口県山口市秋穂二島1062	1	8
28	愛媛県	愛媛県庁 第一別館	〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2	1	12
29	高知県	高知県立盲学校	〒780-0926 高知県高知市大膳町6-32	1	22
30	福岡県	リファレンスはかた近代ビル	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目1-33はかた近代ビル1F	1	27
31	佐賀県	グランデはがくれ	〒840-0815 佐賀県佐賀市天神2丁目1番36号	1	18
32	長崎県	長崎県教育文化会館	〒850-0052 長崎県長崎市筑後町2-1（2階）長崎県教育文化会館	1	13
33	熊本県	熊本市健軍文化ホール	〒862-0903 熊本県熊本市東区若葉3丁目5番11号	1	27
34	大分県	iichiko総合文化センター	〒870-0029 大分県大分市高砂町2番33号	1	7
35	沖縄県	沖縄県立沖縄盲学校	〒901-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城473	1	30
合計	35			38	813

※事情により、同一都道府県内で会場が変更になる可能性がある

No.	会場	試験室数	試験場本部	試験監督者		合計
			責任者	責任者	補助者	
1	北海道	1	1	1	1	3
2	青森県	1	1	1	1	3
3	岩手県	1	1	1	0	2
4	宮城県	1	1	1	2	4
5	茨城県	1	1	1	1	3
6	栃木県	1	1	1	0	2
7	埼玉県	2	1	2	2	5
8	東京都	1	1	1	1	3
9	神奈川県	1	1	1	3	5
10	新潟県	1	1	1	1	3
11	富山県	1	1	1	2	4
12	岐阜県	1	1	1	0	2
13	静岡県	2	1	2	1	4
14	愛知県	1	1	1	1	3
15	三重県	1	1	1	1	3
16	滋賀県	1	1	1	1	3
17	京都府	1	1	1	1	3
18	大阪府	2	1	2	2	5
19	兵庫県	1	1	1	3	5
20	奈良県	1	1	1	1	3
21	島根県	1	1	1	0	2
22	岡山県	1	1	1	0	2
23	山口県	1	1	1	1	3
24	愛媛県	1	1	1	1	3
25	高知県	1	1	1	1	3
26	福岡県	1	1	1	1	3
27	佐賀県	1	1	1	0	2
28	熊本県	1	1	1	1	3
29	大分県	1	1	1	0	2
30	沖縄県	1	1	1	1	3
合計		33	30	33	31	94

## 試験場本部責任者及び試験監督者（責任者・補助者）名簿

No.	都道府県	会場	試験 室数	試験場本部責任者		試験監督者		合計
						責任者	補助者	
1	北海道	北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
2	青森県	青森県総合社会教育センター	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
3	岩手県	岩手県公会堂	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		2名
4	宮城県	フォレスト仙台	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		4名
5	茨城県	水戸市民会館	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
6	栃木県	栃木県立聾学校	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		2名
7	埼玉県	埼玉県県民活動総合センター	2	氏名 携帯電話	氏名	氏名		5名
8	東京都	東京文具共和会館	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
9	神奈川県	国立特別支援教育総合研究所	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		5名
10	新潟県	新潟勤労者総合福祉センター<新潟テルサ>	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
11	富山県	富山県民会館	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		4名
12	岐阜県	岐阜県立岐阜盲学校	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		2名
13	静岡県	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	2	氏名 携帯電話	氏名	氏名		4名
14	愛知県	名古屋工業大学 3号館	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
15	三重県	三重県立聾学校	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
16	滋賀県	滋賀県立盲学校	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
17	京都府	京都府立盲学校	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
18	大阪府	ドンセンター	2	氏名 携帯電話	氏名	氏名		5名
19	兵庫県	兵庫県福祉センター	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		5名
20	奈良県	奈良県立教育研究所	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
21	島根県	テクノアークしまね	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		2名
22	岡山県	岡山県立図書館	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		2名
23	山口県	Ymfg 維新セミナーパーク	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
24	愛媛県	愛媛県庁 第二別館	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
25	高知県	高知県立盲学校	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
26	福岡県	リファレンスはかた近代ビル	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
27	佐賀県	佐賀大学 本庄キャンパス（教育学部1号館）	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		2名
28	熊本県	熊本城ホール	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
29	大分県	iichiko総合文化センター	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		2名
30	沖縄県	沖縄県立沖縄ろう学校	1	氏名 携帯電話	氏名	氏名		3名
合計			33		30名	33名	31名	94名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 殿

印

秘密保持等の履行及び情報消去報告書

本件業務の実施のために独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）から提供された情報（研究所の許可に基づき複製した情報を含む。）及び本件業務の納品物（情報）は、その秘密を保持し本件業務の目的以外に利用せず、 の責任をもって全て返却又は廃棄若しくは抹消を完了したことを下記のとおり報告します。

また、本件業務の実施において知り得た情報は、研究所の事前の文書による同意なしに第三者に開示、漏えい、公表することはありません。

記

業 務 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和8年度）  
単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）

情 報 預 り 日 令和 年 月 日

情報消去完了日 令和 年 月 日

年 月 日

## 情報セキュリティ対策の履行状況に関する自己点検票

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 殿

法人名:

記入者名:

印

業務名:

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育(令和8年度)単位認定試験実施運営業務委託(単価契約)

本件業務の仕様書に定める情報セキュリティ対策の履行状況に関する自己点検結果を下記のとおり報告します。

### 記

※該当する点検結果を丸で囲むこと。

点検内容	点検結果	
<b>(1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備</b>		
本契約に係る業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備している。	実施している。	実施していない。
<b>(2) 取り扱う情報の秘密保持等</b>		
本契約に係る業務の実施のために委託元から提供される情報その他当該業務の実施において知り得た情報を、情報処理業務を行う者以外の者には秘密とし、また当該業務の目的以外に利用していない。	実施している。 (=利用していない。)	実施していない。
本契約に係る業務の実施のために委託元から提供される情報その他当該業務の実施において知り得た情報を委託元が指定した場所から持ち出していない。	実施している。 (=持ち出していない。)	実施していない。
本契約に係る業務の実施のために委託元から提供される情報その他当該業務の実施において知り得た情報を委託元の許可なく複製していない。	実施している。 (=複製していない。)	実施していない。
<b>(3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処</b>		
本契約に係る業務の遂行において委託先に提供され、又は委託先によるアクセスが認められた情報について外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを委託元に報告している。	実施している。	実施していない。
<b>(4) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認</b>		
本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関し、委託元が別に定める秘密保持等の履行及び情報消去報告書を本契約に係る業務の完了後又は本契約の解除後に遅滞なく委託元に提出し、委託元の確認を受けている。	実施している。	実施していない。

点検内容	点検結果	
(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処		
本契約に係る業務の遂行において、委託先における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を委託元が認める場合には、委託元の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採っている。	実施している。	実施していない。
(6)再委託に関する事項		
本契約に係る業務の全部又は一部を他の事業者へ再委託していない。	実施している。 (=再委託していない。)	実施していない。

# 入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和8年度）  
単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）

入札金額

金 円也（税抜）

---

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 青 木 隆 一 殿

競争加入者

(住 所)

(氏 名)

印

【入札書記載例 1 : 競争加入者本人が入札する場合】

第 4 号様式

# 入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和 8 年度）  
単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）

入札金額

金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和 8 年度）単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 青 木 隆 一 殿

競争加入者

(住 所) ○○県○○市○○区○○1-1-1

(氏 名) 株式会社 △△△△  
代表取締役 ×× ××

代表者印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 2 : 代理人が入札する場合】

第 4 号様式

# 入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和 8 年度）  
単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）

入札金額

金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和 8 年度）単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理 事 長 青 木 隆 一 殿

競争加入者

(住 所) ○○県○○市○○区○○1-1-1

(氏 名) 株式会社 △△△△  
代表取締役 ×× ××

(代 理 人) 株式会社 △△△△  
□□支社長

代理人印

※委任状届出印

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例3：復代理人が入札する場合】

第4号様式

# 入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和8年度）  
単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）

入札金額

金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
理事長 青木 隆 一 殿

競争加入者

(住所) ○○県○○市○○区○○1-1-1

(氏名) 株式会社 △△△△  
代表取締役 ×× ××

(復代理人) 株式会社 △△△△  
●● ●●

復代理人印

※委任状届出印

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

表 面

件 名	「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育 (令和8年度)単位認定試験実施運營業務委託(単価契約)」
	「入札書在中」
入札日	令和8年8月7日
	会社名
	代表者名

裏 面

割印	割印
----	----

注) 委任状を提出するときは、入札書と同封せず

## 入札金額内訳書

件名： 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育(令和8年度)  
単位認定試験実施運営業務委託(単価契約)

会社名：  
\_\_\_\_\_

### ①試験場本部責任者及び試験監督者(責任者・補助者)人件費

区分	予定人量	時間数	単価(税抜)	金額(円)
試験場本部責任者	60	7.25		0
試験監督者責任者	66	6.75		0
試験監督者補助者	62	6.75		0
			合計	0… <sup>Ⓐ</sup>

### ②管理費

(人員手配、人員教育費、試験マニュアル発送費 など)

	予定数量(回)	単価(税抜)	金額(円)
管理費	2		0… <sup>Ⓑ</sup>

入札金額 = ① + ② = 円(税抜)

※この様式は入札書に添付のうえ、提出すること。

# 委 任 状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験  
実施運營業務委託（単価契約）

代理人使用印鑑



令和 8年 月 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
理事長 青 木 隆 一 殿

委任者（競争加入者） (住 所)  
(社名又は商号)  
(氏 名)

印

(委任状記載例1:社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

# 委 任 状

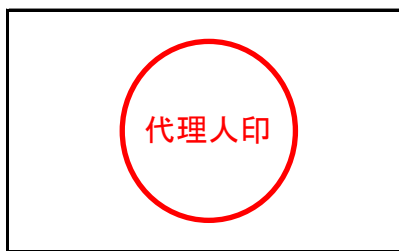
私は 野比 静 を代理人と定め、下記の件の入札に関する  
一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験  
実施運営業務委託（単価契約）

代理人使用印鑑



令和 8年 ×月 ×日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
理事長 青 木 隆 一 殿

(住 所) 横須賀市野比6-4  
委任者（競争加入者）(社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事  
(氏 名) 代表取締役 野比 伸太 代表者印

# 委 任 状

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
理事長 青 木 隆 一 殿

(住 所)  
競争加入 (社名又は商号)  
(氏 名) 印

私は下記の者を代理人と定め、貴研究所との間における下記は一切の権限を委任します。

## 記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験  
実施運營業務委託（単価契約）

受任者（代理人） (住 所)  
(社名又は商号)  
(氏 名)

委任事項

1. 入札及び見積もりに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印鑑



(委任状記載例2：支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

# 委 任 状

令和 8年 ×月 ×日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
理事長 青 木 隆 一 殿

(住 所) 横須賀市野比64  
競争加入者(社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事  
(氏 名) 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は下記の者を代理人と定め、貴研究所との間における下記は一切の権限を委任します。

## 記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育(令和8年度)単位認定試験  
実施運營業務委託(単価契約)

受任者(代理人) (住 所) 横須賀市久里浜79-9  
(社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事 久里浜支店  
(氏 名) 支店長 久里浜 英樹

委任事項

1. 入札及び見積もりに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約に関する納入(完了)及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 8年 ×月 ×日 から 令和 年 ○月 ○日

受任者(代理人) 使用印鑑



# 委 任 状

私は  
を委任します。

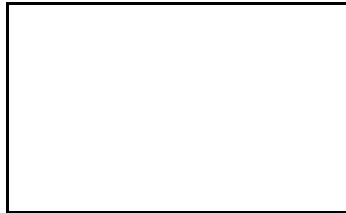
を復代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験  
実施運營業務委託（単価契約）

復代理人使用印鑑



令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

理事長 青 木 隆 一 殿

委任者（競争加入者の代理人） (住 所)  
(社名又は商号)  
(氏 名)

印

(委任状記載例3:支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

# 委 任 状

私は 浦賀 三郎 を復代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験  
実施運營業務委託（単価契約）

復代理人使用印鑑



令和 8年 ×月 ×日

契約担当役

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
理事長 青 木 隆 一 殿

委任者（競争加入者の代理人）  
(住 所) 横須賀市久里浜79-9  
(社名又は商号) 株式会社 横須賀国立商事 久里浜支店  
(氏 名) 支店長 久里浜 英樹

代理人印

## 委任状参考資料

- 競争加入者本人が入札  
→ 委任状必要なし
  
- 社員等が競争加入者の代理人として入札  
→ 委任状「委任状記載例1」が必要
  
- 支店長等が競争加入者の代理人として入札  
→ 委任状「委任状記載例2」が必要
  
- 支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札  
→ 委任状「委任状記載例2、委任状記載例3」が必要



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所  
理事長 宍戸 和成  
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

## 誓約書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

## 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。  
（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。）

### （1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### （2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### （3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

### （4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

入札説明書交付申込書（令和8年7月6日付け公告分）				
申込年月日	令和8年7月 日			
件名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育（令和8年度）単位認定試験実施運営業務委託（単価契約）			
会社名				
電話番号	( ) -	代表者氏名 (申込者)		
資格参加者の等級及び期間	等級	A・B・C・D	期間	～

入札説明書等受領書	
<p>独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係 御中</p> <p>(件名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育 (令和8年度) 単位認定試験実施運営業務委託 (単価契約)</p> <p>令和8年7月 日</p> <p>上記の入札説明書一式を受領しました。</p> <p>受領者 住所 会社名 受領者 署名又は印</p>	

※入札参加資格の写しを添付ください。

入札説明書をダウンロードにより入手した場合も入札説明書3ページの7記載の問合せ先へメールなどにより提出ください。

